第１１回　鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会　会議録

１．日　時　　平成２４年１２月２６日（水）　午後１時３０分～午後４時３０分
２．場　所　　鳥取市役所本庁舎４階第３会議室
３．出席者
（委員）上山弘子会長、木下義臣副会長、池本道子委員、今度珠美委員、坂根政代委員、
田中くに枝委員、藤田和子委員、松井満洲男委員、森田孝明委員、吉田裕治委員、
委員１０名　サポーター１名出席
※欠席：一盛真委員、小谷喜典委員、鄭　泰英委員、徳本秀雄委員、山本誠代委員　５名
（鳥取市）人権政策監兼人権推進課長、人権推進課長補佐、人権推進課係長、人権推進課係長、
人権推進課主任　５名
４．協議事項
（１）鳥取市人権施策基本方針改訂答申案について
【資料１】鳥取市人権施策基本方針　改訂案
【資料１-１】修正案　委員　附帯意見追加　委員
【資料２】答申（案）、経過、附帯意見、別冊
（２）その他

会長　　本日は委員の皆様には、大変お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまより、「第１１回鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会」を開会いたします。皆さんのご協力をいただき、いいものに仕上げていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。それでは、本日の出席確認を事務局からお願いします。

事務局　　５名の委員から欠席の連絡をいただいております。全１５名のうち過半数の出席となっておりますので、当協議会が成立しますことをご報告させていただきます。

会長　　ありがとうございました。それでは早速ですが、協議に入りたいと思います。協議事項（１）鳥取市人権施策基本方針改訂答申案に対する意見等の集約ということで、答申案を検討したいと思います。はじめに　資料について事務局より説明をお願いします。

事務局　　配布しております資料の説明をいたします。まず、次第があります。次第の中のＡ４の横版が、資料１です。左側が１１月１３日の協議会の結果修正したもので、さらに１１月２９日の修正があったもの及び、２９日に修正されるということで意見が出たものも採用しております。そして資料１－１ですが、その内容でございます。委員より、３章の修正ということで、Ａ３判の６ページですけど、そこの（１）、（２）、（４）ということで修正されたものが出ております。それは、資料１の経過の方に反映させていただいております。それから委員より、附帯意見ということで、「子どもの権利条約の普及について」ということで、先回は単語だけでしたが、文章化したものを５番として追加するということでございました。それから資料２の説明です

けれども、答申案というところで、諮問を受けた答申のはじめのかがみとして、案として出しております。はぐっていただきまして、資料２が経過です。平成２３年１１月１５日から今日まで協議会１１回、部会は４回、部会のタイトル、それから委員名を入れたものを載せております。それから資料２の別紙、これが附帯意見。これは先回、委員から出されましたものに、委員から出されたものを５として追加したものでございます。それから資料２ですけど、別冊として初めのかがみ、答申案のかがみがございましたが、別冊として答申するということでございましたので、資料１の右側の方を集約したものが、最終的にこういう形になるのではないかということで案として出しております。資料の説明としては以上です。

今までの経過の中で、資料１のところをご覧いただければと思います。資料１のＡ４の横長の部分です。まず、「はじめに」のところからですが、ここは今までと変更ない部分でございます。２ページ、３ページも変更ありません。４ページに委員から修正がきたものを書いております。（１）のところを、アンダーラインに変更しております。（１）の３行目、「具体的に生じた差別や人権侵害に迅速な対応をするとともに、事象を検証し総合的な支援に努めます。また人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。相談は課題解決に向けての重要なものです。その体制の整備充実や窓口の明確化を図ります。そして、」その部分。それから、（２）の左側の「市民の」を削除したものが、右側にあります。（４）は、委員からもここに人権福祉センターのことを記述したらどうかということが先回ありました。委員がこの部分の追加ということで、いただいた資料１－１を解釈したうえで、こういう形でアンダーラインを追加させていただいております。４ページについては以上です。はぐっていただきまして、５、６ページは変更ありません。７ページが、第４章の部落問題で、２９日の協議で下から３番目と２番目の○についての線を引いたところは削除ということでございました。それから、一番下の○ですけども、もらっている人権福祉センターの相談事業のここが行っているというところで修正でございました。８～１９ページは変更ありません。２０ページですが、ここからが先回の議論のところで、そこに文章では書いておりませんが、現状と課題のところで、ですます調になっていない部分がありました。メモをおねがいします。「大量の情報処理や、情報開示を行っている。」という言いきりですけれども、「行っています。」という、ですます調に変える必要があると、後で気がつきましたので、訂正をお願いしたいと思います。それから、上の塊の下から５行目です。「市行政においては」を「市においては」に変更しております。下の塊の「他人のプライバシー」のところは、「お互いのプライバシー」に修正ということでございました。それから２１ページですが、何も書いておりませんが修正がございました。「アイヌの人々の人権問題」のところの（１）の現状と課題で、下から２行目の「生活上の様々な格差」というところを、先回「人権侵害」に直すということで、委員の方から意見があったと思います。これについて修正をよろしくお願いします。「格差」が「人権侵害」ということでございます。それから、２２ページです。「刑を終えて出所した～」の現状と課題で、先回の協議会で、「問題がある。」ということで終わりではなくて、「解決に向けて取り組む必要がある。」という表現にするということでございました。それから、１１番の「犯罪被害者やその家族の人権問題」というところで、「問題がありました。」で終わっているところを「医療や生活面等での社会的支援の充実や市民の理解が求められています。」ということにさせていただいております。

それから施策の推進方針ですが、２つの文章に分けて修正ということで、「社会全体で犯罪被害者を支援していこうという意識を醸成できるよう啓発に努め、とっとり被害者支援センターや犯罪被害者支援ネットワークと連携して相談やサポートしていきます。」ということで修正させていただいております。２３ページの「性的マイノリティ」のところですが、施策の推進方針のところの、「市民の」というところをとりまして、更に「各種申請書等の公文書について、不必要な性別等の記載を省略するよう関係機関に働きかけます。」と、松江市の例があったことについて、市だけの権限でできるものはしておりますが、そうでない部分もありますので、「関係機関に働きかける。」という一文を追加させていただいております。それから２３ページの「パワーハラスメント」の施策の推進方針のところで、はっきり「パワーハラスメントについて」としたということと、左側のアンダーラインしている部分は、全部の様々な人権問題が終わったところで「おわり」というところで、記述するようにということでございましたので、そうさせていただいております。２４ページ１４番の「非正規雇用等による生活困窮者の人権問題」のところですが、２９日の協議会では、「ワーキングプアの方」の「方」をとって、「安心して生活する権利や働く権利など生存権にかかる問題」というところを修正として出させていただいております。それから施策の推進方針も、事務局の方で考えてくるようにということでしたが、市としては、就労支援と生活保護、それと偏見をなくすという啓発ということで、変更なしとさせていただきたいということで出させていただいております。それから１５番の「インターネットにおける人権問題」の施策の推進方針のところですが、○の２つ目です。最後の方ですが、「解決に向けて被害者への対応や人権侵害の削除要請」と、以前は「削除の修正」としておりましたが、「要請」という形で変更させていただいております。２５ページですが、１６番「災害時における人権問題」ということで、タイトルを独立させて、その他新たに発生する人権問題をおわりのところに書くということでございましたので、タイトルを変更させていただいております。それからここの記述も、まとめということで、アンダーラインの部分に、変更させていただいて、「東日本大震災、福島原発事故、大雨・大雪等自然災害などは、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人、妊婦等いわゆる災害時要援護者への配慮が必要です。」ということの訂正と、３行飛びまして、「災害対応の時系列に必要とされる対策等想定される準備が必要です。」それから、意見として、災害時だけでなく、普段から尊重される社会というか、そういう自覚というか、啓発が大切ということで、下の「人を大切にし、人権が尊重される社会をつくるためには、日ごろから人権意識の向上を図ることが必要です。」ということで追加訂正させていただきました。それから、施策の推進方針の方の、○の二つ目を、二つにわけるということで、「災害時要援護者への支援の共助の体制づくり」という部分と、「自主防災組織の体制充実」ということに分けて、２つの○にしました。それから、左側の一番下の○のところは「おわりに」ということで記述するようにということで、はぐっていただきまして、２６ページのところに、「社会の進展や変化に伴う新しい人権問題についても、情報収集や調査・研究を行い、的確に対応する人権施策を推進し、人を大切にし、人権が尊重される社会づくりに努めます」ということで修正させていただきました。あとは、用語の整理として２７、２８ページに、本文の方にページ数はいれておりませんが、そういう形にさせていた　だいております。

会長　　事務局より資料説明いただきました。それではここから討議を行っていきたいと思います。資料１がこれまでの総括としてあげてあるようなので、これを見ながらみなさんからご意見をいただきたいと思います。１ページ目の方から順番に行きますが、修正がかかっている部分を中心に見ていけたらと思います。まず４ページです。委員より、修正ということで資料が出ております。それがこれに反映されているという形ですが、これについて、ご意見などありましたらご発言ください。

委員　　少し説明させていただいていいですか。

会長　　はい。

委員　　まず（１）「人権擁護の推進について」のところですが、１行目。「支援を行うことが必要です。」までは変更ありませんが、そのため必要に応じて、前文章で言うと、「人権問題における分野ごとの実態把握につとめ～」というところがあり、それで「施策を効果的に推進します。」ですが、これは総論的な文書だと思うのですね。まずは、人権侵害なり差別があった時には、迅速にその解決に向けて動くということが一番大事なところではないかと思いまして、その言葉と併せて、事象を検証して、総合的な支援に活かしていくということなのですが、「活かす」という言葉がすごく個別的な感じもしたので、「支援に努めます。」というような表現にしました。その後は、同じような文章にさせていただいたところです。ただし、「相談体制の整備拡充を図るとともに～」というところにあったのですが、もう一つ私の問題意識としてあったのは、聞き取りの中でもありましたし、どの分野かは忘れましたが、現状と課題のところにもあったでしょうか、実際窓口がどこかがわからない、どこに相談に行ったらいいのかわからないといった問題です。そのことも書いた方がいいと思って表記しました。あとは変わりがありません。これが（１）の変更点です。次の人材育成の取り組みというところでいうと、実際は鳥取市の職員ということを中心にしながら、課題を議論しましたけれど、市民との協働ということを掲げながらその記述がないというところで、その旨が必要だと感じまして、それを入れました。４のところは先回話があったように、人権福祉センターの大事さを挿入したらどうかということで、入れさせていただいたということです。以上です。

会長　　今ご説明いただきましたが、どうでしょうか。

委員　　「事象の検証をし」ではなく、「検証を行い」ではないか。

委員　　表現はお願いします。

会長　　「検証を行い」ということですね。

委員　　それでしたら、（４）最後の「検討して行く」の「いく」はひらがなでいいですね。

会長　　一番下のアンダーラインのところ「行く」を平仮名に直すということですね。よろしいですか。それでは、次に移りたいと思います。７ページです。左側の方の下から、２つめ、３つめのところ削除したということです。部分削除もございますが。

委員　　これは、１１月２９日の時に事務局案で削除されたという説明がありまして、関係機関や国に対する、関係機関等とのことがあったので、３章の中に、さっきの文書の中に入れされていただいたというところです。

委員　　いいのではないですか。

会長　　一番下のところの「人権福祉センターで行っている相談事業」ということですね。いいですね。それでは、次に移ります。はぐっていただきまして、２０ページになります。

委員　　１１ページですが、私の記憶が定かではありませんので間違いかもしれませんが、「障がいのある人の人権問題」の現状と課題というが、本当に現状と課題になっているだろうか、再度確認していただきたいということで、その後協議をされたのでしょうか。私記憶がないのですが。私も遅れてきたこともありましたので、ひょっとしたらその時に協議されているのであれば、蒸し返すことはしてはいけないと思いますけれども。

事務局　　２回ぐらい前だったと思いますが、現状と課題が書いてないということで、障がい福祉課にお願いしまして、結果修正を出させていただいて、聞き取りを二つの面に入れさせていただいて、協議会の方からそれでいいという話をいただいたように思います。

委員　　２回ぐらいの前でしたが、協議されてない気がするのです。次の時に新たな文書出されて、あらためて協議されましたか。

事務局　　１３日の協議会の議事録に協議の記録があります。

委員　　１３日にされたのですね。それでは私の思い違いかもしれませんので。ただ、先回の議事録みておりましたら、資料はありますということはありましたけれど、協議されたという記録がないのです。ですからどうだったのかと。私自身も再提出された文書をしっかりと読んでいなかったので、確認させていただいたところです。

委員　　せっかくですので、２つめの塊「まだまだあるとわかりました。」という表現がありますが、そうではなく、「まだまだあります。」と言い切ってしまった方がいいのではないか。現状だから。

委員　　文書が提出されたという記録がありますが。協議されたという記録がないのです。

委員　　今ご指摘があったのですけれども、２段目はものすごく文章が長いので、整理して切った方がいいのではないかと思います。全部１文なのですね。

委員　　ほんとですね。

委員　　例えば、「また、駅など階段しかなく～」というところから下はカットしてしまって、「真の共生社会の実現のためには、人々の意識の中や施設や制度に障壁がまだあることがわかりました。」だけでもいいのではないかなと思います。「意識の中の障壁と」「施設や制度の障壁」のところ一つにまとめて。

委員　　それで途中もですね、「差別や偏見がなくなったとは言い難い現実がまだまだ残っており～」のところは、ここでいったん文書を切ってしまって、「まだ残っています。」それで、「真の共生社会の実現のためには、人々の意識の中の障壁が、施設や制度等の障壁（社会モデル）が万全ではないことがわかります。」という感じですか。

委員　　わかります。文書的にはいいと思いますが、委員さん、施設や制度の障壁（社会モデル）はこんな使い方しますか。私はここに違和感があったのですが。

委員　　社会モデルという言葉自体がですか。

委員　　そうです。社会モデルとは単にここの事だけを言うのではないと思ったので。

委員　　社会モデルという言葉は、最初から事務局が出されていたときからあったと思うので、以前の基本方針にも書かれていたのですか？

委員　　いや、今回初めてだと思いますよ。

事務局　　社会モデルは注釈に入れております。

委員　　注釈に入っているのですか。本当ですね。

委員　　２７ページに社会モデル入っています。

事務局　　それが、２～３章に　社会モデル。

委員　　注釈がついているということは、ここに「エレベーターがあればホームに上がれる～」など

の文章はいらないのでは。

事務局　２章の２のところに出ておりまして。

会長　３ページに出ていますね。

事務局　こちらの方は省略させていただきました。

委員　私がこだわったのは、確かに「施設や制度」もそうだけれど、実際は「意識」も社会モデルの中に含まれていると私は捉えていたので、ここだけに社会モデルをつけると、何かこう物的なものを直せばいいみたいな、そんなふうに限定されかねないかという感じがしたのです。表現の仕方ですけど。

委員　いっそ、この括弧書きの社会モデルがない方がきちんと表現できるということになりますか。今だと「エレベーターがあればいいじゃないか。」ということだけの社会モデルにかかっているから、この前段にも社会モデルを入れて、使った方がいい。

委員　でも、この注釈を読むと「社会モデルとは、障がい者の味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方」。社会というのは、その「物理的な問題」のみを指しているのですかね、それとも「意識の問題」も指しているのですか。

委員　私は意識の問題も含まれていると思っているので。だから、ここにこの言葉がくることが、ちょっと違和感があると感じたのです。どういう表現したらいいのか、今のところ浮かびませんけれど、言おうとすることは、障害を医学モデル、何々できないというふうな捉えで見るのではなく、やっぱり社会モデルとして見るという、この見方が定着していないというのが、実は現状と課題なのですけれど。施策の方にそういうことが出ておれば、いいのですけどね。

会長　３ページのところでは、障がい者の人権問題では社会の在り様が障がい者をつくるっていうのは社会モデルだというふうに書いてあるのですよね。社会の在り様っていうのは施設的なものだけではなくって、考え方もそうだっていう意味のことですよね、ここに書いてあるのは。ということから言うと、ここに施設や制度の障壁というのは社会モデルにここの文章ではなっているのではないかというところですね。

委員　今のままだと、設備や制度というところに社会モデルが限定されているような意味合いになってしまいますので。この言葉が、全体にかかるようになったらいいのですね。そのためには…。でも、ここに社会モデルって言葉を入れた方がいいですね。それが必要だと思いますね、この文の中に。どこに入れたらいいのでしょうね。

事務局　　社会モデルの対比として医学モデルがあって、結果、制度や環境といったのが障壁と捉えられて、医学的モデルは個人の責任となっているところがあります。これを調べたときの意識の問題というのは、結果として障壁があるという結果の方をいうのではないかと解釈をした上で注釈を入れさせていただきました。…部分というのは、因果関係の部分…結果の方が障壁だということにならないでしょうか。

委員　　ただ、障がい者を考慮せずにとらまえている社会というのは、その根底に意識があるわけで。同じ意識というのも含まれて…でしたら障壁という言葉は２度使わずに、「人々の意識の中や施設や制度に障壁（社会モデル）がまだ存在していることの…」

会長　　ここの文章を整理しましょうか。その上のところですね。文章が長いのですが、「真の共生社会の実現のためには」の前のところで一文にしてしまうというのが、最初に案が出ていましたが、これについてはよろしいですね。「偏見がなくなったとは言い難い現実がまだ残っています」というところもいいですね。はい。で、その後の文章です。「真の共生社会の実現のためには」のところで、「人々の意識や」…。

委員　　いいでしょうか。「真の共生社会の実現のために、人々の意識の中や施設や制度の障壁（社会モデル）を取り除く必要があります」。

会長　　「ある」ではなくて「取り除く必要がある」ということですね。

委員　　すいません。もう一回いいですか。社会モデルという言葉自体は、注釈を見ると、その社会の問題だという考え方ですよね。それはあった方がいいのですね。あった方がいいっていうのは、「障がい者が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方」というのは、社会モデルと書いてあるので、それを浸透させるということじゃないのですか。違うのですか。「まだまだあるとわかりました」というのは、障壁＝医学モデルっていうのは何か変で、本当はそういう社会モデルという考え方をもっと浸透させていって、障害があるから悪いとか、手が不自由だから足が不自由だからダメですっていう考え方じゃない、医学的モデルじゃない社会的モデルをもっとこう取り入れていくことですっていう考え方。それが施設や制度とかに浸透していくことっていう言い方にすれば、まだまだあるとわかりますから、それあってはいけないって思うのですけど。前回、その前の部分、意識の部分が書いてあります。意識の中の障壁っていうのはＯＫだと思うのですけど、その施設や制度というところでは、社会モデルが十分じゃない。浸透していくことっていうのは。

委員　　現状は課題を言いながら、社会モデルというと、こう推進したような表現とかミックスされているから、ここがおかしい。違和感があるのですよね。

委員　　専門家ではないのでよく分かりませんけども、医療モデルとか福祉モデルとか、この社会

モデルという、そういう言葉自体はいろいろあるとは思いますけども、今みたいに誤解をいろいろ招くおそれがあるのであればとっておいた方がいいのではないかと思います。

委員　　もし入れるとすれば、委員がおっしゃられることを表現するのであれば、社会モデルが広く認知されることが求められますよとか、そういう表現の方がいいかもしれないですね。

会長　　「社会モデルはとる」という意見と、今の委員さんが言われたように「文書を変える」ということと、２つ案が出ておりますが。

委員　　私は、社会モデルっていう注釈がちゃんと付いているので、委員が言われたようにする方がいいかなと思います。

委員　　どちらにしろ、（１）はここではいけないと思うのです。とった方がいいと思います。

委員　　上の２つの塊の方は、課題で言い切ってしまって、３つ目の塊にこれこれをする必要がありますっていうふうに少し分けた方がいいかもしれませんね。社会モデルを浸透させないといけないというのは、３つ目の塊に…社会モデルという言葉を使って、入れた方がいいかな。その方が分かりやすいのではないでしょうか。

会長　　今のご意見は、２つ目のところが「現実がまだ残っています」で文章を言い切ってしまってということですね。

委員　　「障壁がある」っていうことをね。

委員　　「障壁を取り除く必要があります」。

委員　　「社会モデルが広く認知されることが求められます」。

委員　　ただ、委員が言われるように、次の項の中のどこかにそこを入れるのか。項というか、３段落目には。３段落目の（２）の上ですが、１、２、３、４行目。「今後の障害や障がいのある人に対する正しい知識と理解を得るための啓発」というような、こんな言葉もあるので、この辺にどうにか入れ込めないでしょうか。

委員　　「本市としても、正しい知識と理解を得るための」まで飛ばしても、十分意味は通じるように思います。

委員　　だからそこに、「本市としても、社会モデルを…」。

委員　「啓発や周知や、正しい知識と理解を得るための啓発」。

委員　そうそう。

委員　「障がいのある人に対する」という枕詞は、要らないと思います。これまでに何度も出てきているので。

会長　ここの「今後の」というところの後に入れ込む方向にしますか。「障害や障がいのある人に対する」というのが要らないということですね。

委員　要らないと思います。

会長　「本市としても」…ここで、「本市としても、社会モデルが広く周知されるように」という言葉でいいですかね。

委員　そうですね。

会長　「広く周知されるよう、正しい知識と理解を得るための啓発活動を行うとともに」というふうに繋げるということで、どうでしょうか。

委員　おそらく「今後も」という言葉を入れていたのは、これまでもしていたということだと思うので、それであれば「啓発等を行うとともに」というところを「啓発等を継続し」というふうに修正したらどうかと。

委員　「本市としても」。

委員　主語がないといけないと思って？

委員　いや「本市においては」、「本市は」とか、はっきりとしないと。なんだか「本市においても」とか、「も」は要らんと思う。鳥取市の計画だから「本市では」とか。

委員　「今後も、継続し」の方がいい。これまでもしてきたのですよね。

委員　どこの項目でも、どこの分野でもそうでしょう。

委員　いや、「今後」というのは、「引き続いて」とか、「引き続いてこれこれをします」とか。

委員　ただ、社会モデルそのものは、ある部分で言うと、この度から出てきたことなので。敢えて

そんなことを「引き続き」とか、他の分野でもそんな使ってないですよ。「今後も」使ってないです。

委員　実際やっていることだったらな。「引続いて…」。

委員　「…教育・啓発を行っていきます」とかの表現でしょ、みんなどこもが。

委員　「…を充実していきます」とかな。そういうことを言いきらないといけない。

会長　それではまとめましょうか。「本市においては」というところですね。「本市においては、社会モデルが広く周知されるよう、正しい知識と理解を得るための啓発等を…」。

委員　「正しい知識と理解を…」は要らないのではないですか。「社会モデルが広く周知されるよう、啓発等を行うとともに」でいいのではないでしょうか。

会長　では、すっきりした文章にしましょう。

委員　それでしたら、「理念のもと」の次、「障がいのある人を含むすべての市民」っていうのは、わざわざ「障がいのある人を含む」っていうふうに言わなくても、「すべての市民」の方がすっきりして分かりやすいと思います。

会長　「障がいのある人を含む」というところをとります。よろしいでしょうか。この文章の２段落目、３段落目はこれでいいですか。

委員　一回、読んでもらえますか。

会長　２段落目のところですね。真ん中ら辺からいきます。「差別や偏見がなくなったとは言い難い現実がまだ残っています。真の共生社会の実現のためには、人々の意識の中の障壁を更に取り除く必要があります。」で、この文章は切ります。

委員　違います。「意識の中や施設や制度の障壁」を入れ込んでください。

会長　これも入れるのですか。

委員　はい。

委員　途中カットしていいですね。

委員　　「意識の中や施設や制度の障壁を取り除く必要があります」。

委員　　「障壁」は、「意識」と「施設・制度」、これ３つですか？「施設」と「制度」にかかるのですか？

会長　　「意識の中や施設や制度に」というふうに繋げたらよかったですね。「…障壁を取り除く」。…３段落目の文章にいきます。真ん中辺からちょっと下がったところですね。「本市においては、社会モデルが広く周知されるよう啓発等を継続し、ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりの理念のもと、すべての市民にとって暮らしやすい環境の整備を行っていくことが必要です。」…よろしいでしょうか。はい。それでは、障がいのある人の人権のところで、この下をずっと読んでいただいてご意見あればお伺いします。よろしいでしょうか。

委員　　どうでしょう。ここにも、最初の「施策を推進する」ってまとめて書いてあるところに、「社会モデル」っていうのを入れた方がいいのでしょうか。「社会モデルの浸透を図り」とか、そういうのを一つ入れてもいい気がしますが、どこかに。

委員　　まあ、「現状と課題」に言ってあるから。

委員　　せっかく入れたのですから。それから、みなさん、社会モデルをこう広めるような…。

委員　　こういうのはどうでしょうか。ちょっと読みます。１行目の終わりからですね。「障害や障がいのある人に対する差別や人権侵害の防止、社会モデルという考え方の理解の促進を図り、障がいのある人を含むすべての人々がともに暮らし…」こういう文章でどうでしょうか。

会長　　今、ご意見をいただきました。「障害や障がいのある人に対する差別や人権侵害の防止、社会モデルの…浸透？」

委員　　「浸透」でもいいですね。…「周知」なのか、上で使ったのは「周知」っていう言葉を使ったので。

会長　　「周知や理解の促進を図り」ですか。

委員　　「周知を図り」でいきましょうかね。

会長　　どうでしょうか。もう一回読んでみましょうか。「障害や障がいのある人に対する差別や人権侵害の防止、社会モデルの周知を図り、障がいのある人を含むすべての人々がともに暮らし…」というふうな文になるということですか。いいでしょうか。…どうでしょうか。ご意見ありましたらどうぞ。お伺いしたいと思います。

委員　　１１ページ。「市民に対する～」、次の○のところがありますが、「社会モデルの普及や福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。」次の「障がいがあることへの理解を深め～」というところはちょっと意味が曖昧なのですよ。「障がいがあることへの理解」これは、どういうことでしょうか。曖昧な気がしますので、「市民に対する社会モデルの普及や福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。」と、こうしたらどうでしょうか。

会長　　今、ご意見をいただきました。一つ目の○のところです。「市民に対する･･･」ですか？

委員　　「社会モデルの普及や福祉教育を推進し～」

会長　　「障がいがあることへの理解を深め～」というのはなしでいいですね。一回読み上げますね。「市民に対する社会モデルの普及や福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。」いいでしょうか。

委員　　賛成です。

会長　　次のところから読んでください。

委員　　１２ページの「障がいの早期発見、早期治療」。これについて何かあったような気がしているのですが。「障がいを早期発見していくことを推進する。」ということがどうなのかという意見が出ていたような気がするのですが、どうでしょうか。

委員　　ありましたね。

委員　　早期発見は削除ではないか。

事務局　　障がい福祉課に確認したら、発達障がいだけではないという見解なので。

会長　　例えばどういうことですか。

事務局　　検診ありますよね。ここで早期発見があります。発達障がいに限らず、いろんな障がいを早く発見して、早く治療・療育に努めるということです。

委員　　障がいという概念がちょっと曖昧なのですけど。病気であれば即治療ということが必要だと思うのですけれども、障がいというものは治療することによって、効果があるのかどうかということですが、障がいということであれば、それを全て受け入れた上で理解をしていって、ありのままを受け入れるということだと思うのですけれども。

委員　　みなさんの記述はどうなっているか見ていただければと思いますが。私の記述には「早期発見早期治療は削除」と書いてあります。「障がいの早期療育体制の充実に務めます。」しか残っていない。「早期発見早期治療は削除」と。

委員　　確かに、委員がいわれる意味で、社会モデルというのが障がいをなおすというのではなく、障がいがあればそれを受け入れた状態でいくのが社会モデル、という意味合いで話していましたから、早期発見をして、障がいを直してしまおうという乱暴な考え方になる。

事務局　　障がいになる以前の問題だと思います。これを見逃すことによって障がい者になっていく。それ以前の段階で、早く見つけて治療すれば、例えば障がいの程度が軽くなっていく人もおられる。そのまま直らない場合もあるかもしれないが･･･。たぶん障がいになる以前の早期発見、それで入れているのだと思います。

委員　　削除しましょうということになったのは、早期療育の方に重点を置こうということに結果的になったのでしょうから。

事務局　ただ、事務局というか障がい福祉課は、障がいにならない、軽くてすませるように早く発見して治療するということも必要だと考えている。

委員　　それは妊産婦のお産というか、子どもが生まれる時のさまざまな検診ということに対しての早期発見であり、生まれた後の様々な治療や療育体制の意味合いですか？

事務局　全般という意味合いですね。生まれる前という限定ではない。

委員　　事務局でも様々なのですよ。だから私たちも整理ができないですよ。

事務局　級は進むっていいますね。三級、二級とか。軽い方が良い。

委員　　だけど、障がいのある人はもう早期発見はいらないのですね。

事務局　その以前です。それを含めて･･･

委員　　だからもう少し詳しく書いた方が誤解を生まないし、言わんとすることが通じるのだと思います。これでは分からない。妊婦の検診についても、是非があります。私もどちらかといったら、あまり賛成ではないのですが。でもこれは個人の意見ですから。ただ施策として、たとえば母体にかなり負荷がかかる方もいらっしゃいますので、そういう部分では、そういう施策を望む方も市民の中にはあるでしょうし、それはそれで記述しなければいけないのだということがあれば記述した方が良い。ただ、このこともこれだけでは分からないし、この文書だけで言

うと、早期に発見したら障がいのある人そのものの存在を認めないという意味合いに取れてしまうのではないか。

委員　　たしか部会の時にもそれが分からなくて、障がい福祉課の方がおっしゃられていたのは、発達障がいを前提としたようなことだったと思うのですが。

事務局　それは違うそうです。発達障がいだけではないということです。確認したら、これが必要だといわれました。

委員　　障がいも病気によって進んでいくっていうのであれば、早期発見もありますが、障がいのとらえ方が、障がい福祉課と私たちの考えと一致していないから、どうなのかなと思うのですけれども。病気の人のところで出てきたら分かるけど、今は「障がいのある人の人権問題」のところなのです。ピンとこないというか誤解をまねくというか。もしこれを入れないといけないのであれば、もう少し丁寧な言い方にされた方がいいと思います。漠然としています。せめて、委員の方から「納得しました。それだったら要りますね。」と言えるような説明が欲しいです。

委員　　ここは事務局の方で委員の方から、今言ったような、様々な質問があったので、例えばこういう注釈をつけて文書を作ってみましたがどうでしょうと、再度、確認していただいて、提案をしていただけたらと思いますけれども。

事務局　　はい。

会長　　もう一度、ここについては確認してください。

委員　　用語の解説のところで、「障がい者とは」を別に特定していないからな。早期治療というのも当てはまるかどうかちょっと分からない。早期発見は分かる、何となく。療育も分かる。治療はこの考え方にはいってくるのか整理してもらって。

事務局　　障がいのとらえが曖昧になっている。早期治療したら、障がい者にならずにすむかもしれないし、早期治療したけれども障がい者になった。ただ、程度が軽くなるかもしれないし、重度になるより少しは軽くなるかも分からないし。確かにここの記述でいきなり障がいということになっているので、そこがちょっと確かに曖昧な表現となっているかもしれませんね。

委員　　先天的なものと後天的なものがある。

事務局　　たとえば、脳血管障害になった、ただ治療もせずにほっといたらほんとに重度の障がい者になる場合もあるし、早く病院に行って、治療したら治って障がい者にならずに済んだという例もありますからね。そういったこともあって早期発見、早期治療という言葉が出てくる

のでは。

委員　　全ての障がいに対してという事ですか。

事務局　「障がい者に対して」というような記述になっているように思えます。ちょっとそこは曖昧かもしれない。もっとはっきり書いた方が良いように思う。

委員　　残すのであれば、理解できるように。

委員　　リスクを早く発見しないといけない、というのは納得できるけども、「障がいって早く決めなくちゃいけない」と捉えると本当にそれで良いのかというところです。

委員　　この文書のままだったら答申として出しにくいですね。

委員　　もう一度整理していただいたらどうですか。

会長　　文章修正を含めて、障がい福祉課に確認をとっていただいて。

委員　　出だしが「障がいの」とあるから、そこをもう少し丁寧に言えば理解できるかもしれない。ただ単に障がいの早期発見としているから。そういう事でお願いします。

会長　　はい。

委員　　もう１点良いでしょうか。ここには施策としては無いのですが、私は以前に意見したと思うのですが、もうひとつ施策でつけて欲しいです。言葉でいうと「障がいのある人の地域支援移行に関わる相談支援に努めます。」ということ。たぶん窓口なり支援員が居るかと思うのですが、十分ではないと思うのです。今、共に地域で暮らそうという流れもあり、大事だと思うので、その項を起こしていただけたらと思います。

会長　　追加の文章です。「障がいのある人の地域生活移行への支援を行います。」ですか。

委員　　「行って」がいいですが、「努めます」の段階ですよね。「障がいのある人の地域生活移行に関わる相談支援に努めます。」

会長　　いかがでしょうか。文章追加ということで提案をいただきましたが、よろしいですか。

委員　　「移行」というのはどうなのでしょうか。いわば「移行に対しての支援、移行後の支援」が必要になってくる。なので、移行後というのが一番大切だと思います。

会長　　「地域生活に関わる支援に努めます。」ということで。

委員　　「地域生活支援事業の充実に努めます」でしょうか。

会長　　「障がいのある人の地域生活支援の充実に努めます。」ということでどうでしょうか。他にはございませんか。無いようでしたら次に行きます。

委員　　「子どもの人権問題」のところで、ちょっとだけ直していただきたい。３段目の「学校では、いじめ問題と不登校問題の解決が喫緊の課題です。」そこを「学校ではいじめや不登校の問題、課題があります。」という表現にしていただいて、さらに後半部分ですが、「日常的な生活場面、特にいじめなど人間関係に根ざした困難な状況に対しては、立ち向かう創造性や連帯感が十分についていない傾向が見られ～」というところを「創造性や連帯感が十分ではない傾向が見られ」その後の文章が、「子どもの健全な人権感覚の育成が、これまで以上に求められています。」という文章に変えていただけないでしょうか。子どもだけによるいじめの解決は難しい状況が分かってきましたと書いてありますが、そもそもいじめは子どもだけで解決できる問題ではありませんので、全てカットして「子どもの健全な人権感覚の育成が、これまで以上に求められています。」という文章に変えるのはどうでしょうか。

委員　　後半をもう一度お願いします。

委員　　途中から行きます。「日常的な生活場面、特にいじめなど人間関係に根ざした困難な状況に対しては、立ち向かう創造性や連帯感が十分ではない傾向が見られ、子どもの健全な人権感覚の育成がこれまで以上に求められています。」健全なという表現が好ましくないのであれば、「健やかな‥」。

委員　　そうですね。「健全な」は、いらないのでは。

委員　　「人権感覚の育成がこれまで以上に求められています。」

会長　　最初の一文ですが、「学校では」というところの「いじめや～？」

委員　　「いじめや不登校の問題」が喫緊の課題ではなくて、これはもうずっと見られる問題であって、新しくできた課題ではないです。これまでもあって、未だ解決されていない問題ということではないでしょうか。あわせて、施策の推進方針のところに、いじめや不登校に関しての特化した部分が無いので、ここに関しては許されるのであれば、事務局と協議させていただいて、入れさせていただいてもいいかなと思います。どうでしょうか。今日は時間が無いでしょうから。事務局と協議してもいいでしょうか。

会長　　現状と課題の文章はよろしいですか。

委員　　はい、良いです。

会長　　推進方針のところで、いじめや不登校問題についての一文が無いということで、事務局と相談してということで委員さんから提案をいただきましたが。

委員　　やり方としては賛成ですが、主にはどういうことを入れようとしているのかだけは共通認識で持った方が良いと思います。

委員　　事務局と協議して「入れない。」という結論になるかもしれませんが、もし、入れていただくとすれば「関係機関と連携をとって支援する、相談などの支援体制を充実していくことに務めたい。」ということ。これまでも鳥取市はいじめや不登校に深く関わってこられましたので、これまで以上に支援体制の充実に努めますという文章になるでしょうか。

委員　　ひとつ尋ねたい。「人間関係に根ざした困難な状況に対しては立ち向かう創造性～」これはどういうことですか。

委員　　私もどういうことか分からなかったのですが、おそらくこういう設問が意識調査の中にあったのかなと思ったのですが。そうなのですか。

事務局　　そうです。教育委員会が分析してとらえたものです。

委員　　教育委員会が。

委員　　それを見ておとな側からの分析だと思います。分析したものとしてこういう風にとらえたと言うことですね。

委員　　連帯感はわかるけど、創造性と言うことがよく分からない。誰が呼んでも分かりやすい文章の方がよいかも知れませんね。

委員　　おそらく「今こうしたらこうなるという想像が出来ない。」ということだと思います。

委員　　または「こんな風にしたらいいのだ」という想像性ですね。あくまでもこういう読み込みですけどね。

委員　　保育園・学校において、人権について子どもにしっかりとらえていただくことも必要だということですね。

委員　　全ての人が家庭の中で十分出来るということではないので、本来は家庭の教育力の問題ですがその家庭の教育力が低下している。それを支援するための社会的な取り組みが必要です。

委員　　いや違います。子どもの関係、おとなとの関係もあるし、すべての人が家庭の中で十分出来るというわけではないです。

委員　　家庭に責任を転嫁しているわけではなくて、家庭の教育力が低下している現状があるので、そこを支援する必要あるということです。

委員　　そういう意味なら理解できました。

委員　　子どもの人権感覚の育成だけでないですよね。人間関係づくりですよね。人間関係に根差した困難な状況に対してでしょ。人間関係がそれぞれだと言うことですね。

委員　　人間関係を構築する術が下手ということではなく、逆にいうと、今作っている人間関係をこわしたくないというのが排除につながっている。ゆがんだ人間関係では。

委員　　もともとの人間関係。

委員　　そうなると人権感覚ですね。

委員　　権利は君にもあるよ、仲間にもあるよ、方法としていくつかあるということを教えていく。キーワードは子ども自身の人権というのが分かりやすいと思います。そう言うプログラムも中にはありますので。

委員　　「立ち向かう創造性」と言うからぼやけてくるので、「立ち向かう力」とか「感性」でいいのでは。創造性が分かりにくいのでは。

委員　　今の子どもは想像力が、日本の子どもは低いということでしょうか。

委員　　立ち向かうが、何をさしているかよく分からない。

委員　　ややこしいことを避けて通ると言うことですか。

委員　　立ち向かうのは分かるが、なぜ創造性といわないといけないのか。

事務局　　委員も分からいことを答申に書くわけにはいきません。「考える力、自分自身で行動する力」ではないでしょうか。

委員　　「立ち向かう力」でいいのでは。

事務局　　どう立ち向かっていけばいいかわからない。

委員　　支援が不十分。

会長　　この部分も含めて委員と相談して。支援体制の充実は理解していただきたい。内容的には支援体制の充実をいれたいということで。よろしいですか。

委員　　今のいじめなどについては、支援するとかいったことが３つめにあるので、別項をたてないといけないのかどうかあわせて考えて欲しいと思います。

委員　　委員と、事務局にお願いします。施策で言うと親と社会の問題だと思うのですが、子ども自身が自分の権利を学びなおすという機会を設けるべきです。子ども自身と言いながら子ども自身に対する施策がなっていない。

委員　　最後にありますよ。

委員　　「保護者への啓発　子ども自身が学ぶ」というのが入っていないのでは。

委員　　「教育内容の充実。」

委員　　「教育内容の充実」はこれだけでいいですか。子どもの権利条約の話があったでしょう。子ども権利条約を学ぶというのがないのではないですか。

委員　　小５年生ぐらいで　子どもの権利の学習をしています。

委員　　総合教育ですか。

委員　　最後には子どもと保護者と職員と全部いれてあります。

委員　　内容やいい方がどうかは別として。

委員　　みなさんがいいならいいです。私は不満です。なぜなら「保育や教育の内容の充実」って何ですか。ガイジ発言があって、さまざまな状況があるのに。何を課題としているのか不満です。私の個人感情ですが。親だけでなく子ども自身の相談窓口が必要です。相談電話の周知につとめることも大事。こども自身が悩みを届けられる場所が必要だと思います。

委員　　そのとおりだと思います。子ども自身が入っていない。

委員　　事務局に質問ですが、学校運営協議会は各学校に設けられているのですか。

事務局　　知りません。

副会長　　学校評議委員会では。

委員　　地域の人が入って学校のありようだとか、こどもの状況だとか。

副会長　　ただ任期は２年で変わります。

委員　　その中で、学校で具体的に人権の課題であるとか、もちろんいじめも入りますが、問題が協議されるような組織運営、組織改革が必要ではないでしょうか。

委員　　保育園では福祉会がやっている。

副会長　　保育所は第三者委員会です。

委員　　年２回ほど。

委員　　それらが充実されなければいけませんよね。

委員　　第三者委員会は外からの苦情に回答したりすることです。

副会長　　園長、副園長さんが協議しながら解答しています。

会長　　次にいきます。

委員　　確認ですが、委員が事務局と相談して提案していただけるということですね。

会長　　修正があるところは、検討していただきましたがここまでで何かございませんか。

委員　　１９ページの施策の推進方針で、「情報交換などを行う活動を支援します。」のところですが、市として主となってすることは、活動があれば支援していくということですか。活動をだれもしなかったら、施策をしないとも受け取れる。生活支援についての調査検討は、いろいろ担当が変わったりしているので、生活支援を生活支援の必要について調査支援をするという意味でしょうか。なんとなく書いてあることが、市の施策として、具体的にされるのか

がよく分からないので説明をしていただければと思います。

事務局　今のところはわからないです。これからです。補助や委託とかあるでしょうし、調査検討するということです。

委員　生活支援。

事務局　調査検討するということです。

委員　生活支援の調査をして可能かどうかきめるということですか。

委員　調査するかしないかを検討するということでしょう。委員は中身について聞いておられるのですよね。事務局の意見は調査するかしないかも検討するということですよね。

委員　納得できない。それは施策なのですか。若年性認知症の問題については、調査する必要性を感じていないのですか。曖昧だと困る。具体的に考えることをしていただきたいのですけども。

事務局　する、しないは今現在言い切れないです。前向きにやっていただくような方向で、いまここでする、しないということはいうことができないです。

委員　条例にもそれぞれ実態把握をする、となっているので前向きにお願いしたいと思います。

事務局　これからだという課題については、附帯意見は要望として書いておいていただいたらと思います。

会長　附帯意見として委員にお願いしていいでしょうか。２０ページまでは修正については了承でいいですね。

委員　先回確認済みですね。

会長　アイヌについては説明ありましたので、ここも了承ですね。どうでしょうか。それでは２２ページはいいですね。了承。２３ページです。よろしいですか。

委員　はい。

会長　２４ページです。

委員　　最後に、削除要請ということを要請したのですが、その前に、「解決に向けて被害者への対応や人権侵害の削除」とありますが、「人権侵害情報の削除」ではないですか。

委員　　人権侵害情報の削除要請をするでは。

委員　　人権侵害事案の。

委員　　書き込みとかそういうものの削除ですよね。

委員　　事案とすると、認めるか認めないかということが出てくるでしょう。

委員　　認められたから削除要請する。

委員　　認められたから削除要請する。では、それを相手が認めますか。

委員　　認めないですね。

委員　　でしょう。だから「人権侵害情報の削除要請をする」ではないですか。

委員　　まず「侵害の削除」というのはおかしいですよね。情報といっていいのか。

委員　　「また、特にいじめなど人命にかかわる可能性がある重大事案に対しては、対策チームを設置し、解決に向けて被害者への対応や～」ここも事案にするとあわないでしょう。だから情報でいいのではないですか。文章的には。

委員　　「人権侵害情報の削除要請等」、ここに「情報」を入れたほうがいいのではないか。

委員　　人権侵害情報はわかりにくいですね。

委員　　人権侵害につながる恐れがある情報の削除、個人情報漏洩は別にあるから。

会長　　少し長くなりますが、人権侵害に繋がる恐れがある情報、でよろしいですか。

委員　　了解。

会長　　２５ページ、災害時における人権問題として取り上げるということで、前回話をしたと思っていますが。

副会長　　２番目の施策の推進方法で、「災害時要援護者支援制度により、自治会や自主防災会の協力をいただき～」となっているが、限定しない方がいいと思います。実際、災害時要援護者支援制度をだれが主導的にやっているか、各地区の自治会だと思うが、各種団体も入っている。私の地区は、自主防災会は入っていない。自治会・社会福祉協議会、民生委員とか公民館とか入っているので、文字を変えたほうが。自治会他とか関係団体とか。災害時における人権問題だから、全て。高齢者だろうが、障がいのある方だろうが、健常者だろうが、全て。

会長　　自治会が対応しているのは高齢者世帯と一人暮らし高齢者、障がい者とか。

副会長　　ただ、指導しているのは殆ど自治会。そうしないと末端までいかない。民生委員がしろと言ってもなかなか末端までいかない。

会長　　要援護者として、幼児であったり、妊婦であったり、高齢者であったりと書くのはいいが、支援制度となると、対象が縮められている。今の段階では。ですからこの制度として挙げてしまうと、対象がぐっと狭められてしまう。

副会長　　支援により、制度を消しても。

委員　　など入れる。

会長　　防災会など。

副会長　　地域により違う。

委員　　ここだけ協力をいただきながら。協力しでもいいのでは。

委員　　制度だけとったらおかしい。全部いらないのでは。

委員　　「災害時」そこからがいらない。

会長　　２行目までを取る。「自治会や自主防災会などと協力をして。」「いただきながら」でなく「しながら」で。

委員　　「して」でいいのでは。「協力して、体制作りを推進します。」「新たな差別を発生させないように人権意識の高揚を図る教育啓発を推進します。」は、おわりに持っていくとなっているが、おわりに十分にはいっていない。「避難者に対する差別や偏見をなくす」が必要ではないですか。ここに○ひとつふやして。新聞にも出ていた。倉吉で会があった時、学校や保育園で子どもたちがいやな思いをしてきている、というようなことが出ていましたよね。

会長　　今、委員が言われたのは。

委員　　もう１項おこしていただいて、上の○に続くものとして、「救援・差別や人権侵害が起きないよう教育や啓発を進めます。」

委員　　はじめの案にあった。

委員　　はじめにね。ただはじめのは、「新たな差別を発生させない」まあこれも新たな差別ですけれど。

会長　　「災害後の人権が保障される社会づくりに」というふうに、前回のとき走り書きしていましたが、「災害後の」という言葉はどうですか。

委員　　「災害時における」というところですか。

委員　　被災者だけでなくて、地域に対する偏見みたいなことも起こってくるわけでしょう。

委員　　そうですよね。者だけでなくてね、その場所に対してね。

事務局　　もう一度お願いします。

会長　　「災害後も人権が尊重される社会づくりに努めます。」

委員　　だれの人権をというところが。

会長　　一番下の「新たな差別を発生させないよう」というところで、「新たな差別を発生させないよう人権意識の高揚を図る教育啓発を推進します。」そのあとに「誰が」というのがないのですが、「災害後も人権が尊重される社会づくりに努めます。」と書いていたのですよ。ここでやっぱり誰がというのを入れないとわからないですよね。

委員　　ここに誰がというのを入れないとわからないですよね。

会長　　ただ、あらたな差別をというのではないですよね。今、委員がいわれたのは。

委員　　委員の意見は、被災者だけでなく被災地。

委員　　「災害後も被災者・被災地に対する差別や偏見が起こらないよう～」

委員　　災害後にこだわらなくても、災害時に災害後もあるのだからいいのでは。ちょっと時系列のことでうろうろしていて。

委員　　被災者や被災地に対してですよね。差別や偏見が起きない社会づくりを。

委員　　この文章が入るとずいぶん画期的になるのではないですか。

委員　　やっぱり現実をふまえないと。

会長　　最後まで含めて、「おわりに」というところまでですが、ここまででご意見がある方は。

委員　　「あらたな差別」が「新しい人権問題についても」という表現になっているわけですね。提案で言うとね。

事務局　　そうですね。

委員　　短い、いい文章です。みじかすぎますけどね。「はじめに」が長い。

会長　　いちおうここまでで、基本方針はみなさんの了解を得たということで、一部修正、追加もしていただかなければいけないが、言い残したことはありませんか。

委員　　タイトルを統一すること、「何々の人権問題」とかいう、それを統一しようということでした。分野ごとの人権問題を確認しましょう。

会長　　目次でいうと「基本方針改定案」。それを１ページはぐったところに目次として並んでいるのですが、まずは第４章の２「男女共同参画」のところで「女性の人権」というところがありましたが、それを「男女共同参画に関する～」というところで直させていただいたと思っています。

委員　　８番と１番だけが「～人権問題」となっていないですが、いいですか。「個人のプライバシーに関わる」とか「人権問題」とか提案を私がしていたと思いますが。

委員　　「個人のプライバシー」のところですか。これは、県の基本方針では

委員　　県はそうしているけど、市では全て「人権問題」ということでこだわってはどうかという意味合いでね。いいにしましょうか。

委員　　「個人のプライバシー」というのが、それでひとつの権利なのでこれでいいでしょう。

委員　　そうですね。二重になるかもしれないと思いました。

委員　　全体通してもう一つ提案がありますが、施策のところに、あたまに〇で表記してあるが、アイウエオの見出しにしてはどうか。ア・・イ・・とか。〇の意味もわからない。ずっと番号振ってきているので、（１）のアとかイとか一般の人が見てもすぐわかるので。

会長　　〇が多すぎてわかりにくいですね。

委員　　タイトルのところにもどらせていただいて、「刑をおえて出所した人」のところは、「刑をおえて出所した人の人権問題」ではいけないのか。「罪や非行を犯した人々」というのは、いらないのではないですか。

会長　　今、委員から出たのは第４章１０番のところ。「刑をおえて出所した人・罪や非行を犯した人々の人権問題」とありますが、「罪や非行を犯した人々」のところはなくてもいいのではというご提案ですが。

委員　　いらないと思います。

会長　　それでは取るということでよろしいですか。「刑をおえて出所した人の人権問題」

委員　　アイウエオは、自分たちがあまり使ったことがないので。

会長　　いや使います。まえはイロハニを使っていたが。

委員　　見出しの部分で、１２番の「性的マイノリティに関わる人権問題」は、「性的マイノリティの人の人権問題」。「関わる」の意味合いがわからないのですが。たとえば「病気に関わる人」は、病気になった人及びその医療とかに従事する人も含めて捉えているので「関わる」と使っているのですよね。

委員　　そうですね。「性的マイノリティの人権問題」だけでいいですよね。「パワーハラスメント」は関わるがいりますが。

委員　　だけど「関わる」、ではその「パワーハラスメントに関わる」の「関わる」には何が含まれるのですか。パワーハラシメントを受けた人のとりあえずは人権課題でしょう。パワーハラスメント自体が侵害行為ですからね。

委員　　パワーハラスメントに関わる人権問題というのもおかしいですかね。

会長　　２番だけは「関する」になっているのですよ。「男女共同参画に関する人権問題」。だから「パワーハラスメントに関する」にしたら。

委員　　「パワーハラスメントに関する」でいいのではないでしょうか。

委員　　あと、７番の「かかわる」は平仮名なのですよ。これは何か意味があったのですか。

委員　　元々がそうで、後からの方を漢字にしたのではないですか。

委員　　この際だから揃えた方がいい。

委員　　「パワーハラスメントに関する」でいいのでは。

委員　　でもその下の「インターネットにおける人権」は「おける」。

委員　　でもこれは、「インターネットにおける人権」でもその下は「災害時における人権」

委員　　これはいいのではないか。

会長　　１３番は「パワーハラスメントに関する」でいいですか。はい、いいですね。１２番は。

委員　　「性的マイノリティの」でいいのではないですか。それで人ですから。

会長　　それでは１２番は「性的マイノリティの人権」。

委員　　「インターネット」は「インターネットにおける人権問題」。「かかわる」は平仮名に統一、結局１個だけになったのですね。

会長　　平仮名に統一ですね。

委員　　でも関わるは１個しかないですね。

会長　　「かかわる」は結局１個だけになったのですね。

委員　　では、このままでいいですね。

委員　　「病気」はいいですか。

委員　　たぶん国も県もこの表現でしょう。これはこれでいきましょう。

委員　　２番は「男女共同参画」で切ってもいいかと思うのですが。やはり「人権問題」とあった方がわかりやすいのでしょうか。迷うところです。

委員　　いりますよ。

委員　　みなさんがそうおっしゃるなら了解しました。

会長　　９番の「アイヌの人々」となっていたのですが、これは人権問題を付けるということでいいですか。はい。「パワーハラスメントに関する」でよろしいですか。はい。１１番、「犯罪被害者やその家族」は、これにこのまま人権問題をつけていいですか。はい。タイトルはもうこれでよろしいですか。はい。そうしますと、アイウエオについてはどうでしょうか。

委員　　①、②はいかがでしょうか。

委員　　ア、イ、ウ、エ、オがだめなら、これでもいいですけど。

副会長　　事務局にまかせましょう。

事務局　　それでは①、②・・で。

会長　　資料２の、答申（案）というのがあります。それをご覧ください。別紙のところに附帯意見があります。

委員　　附帯意見に行く前に、別紙２の経過のところで、部会のところ、「拉致問題」から→で「災害時における人権問題」となっていますが、表記の仕方は変更した方がいいのではないでしょうか。なぜかというと、拉致問題にかわってこれになったと受け取られないように、表記を変更してはどうですか。表記の仕方はお任せします。

委員　　最終的に決まったものの表記でいいのではないですか。

委員　　でも、拉致問題も議論しているから、取り上げなかったけれども。

委員　　経過だから必要ということですね。

委員　　委員が言われるように、これがいかにも変更になって変わったように見えるから表記を変えた方がいいということです。

事務局　　議論はしておりますので、欄を変えて→で表記します。

会長　　経過のところはどうですか。はい。では、資料２の別紙をお願いします。

委員　　いいですか。委員からせっかく出してもらっているが、施策の推進方針等のところで言われていることなので、重ねてここでいう附帯意見ではないのではないですか。特に子どもの権利条約の事はいってあるし、あえてまた附帯意見につける必要はないのではないかと思います。

委員　　さっきまでの話で、施策の中に入れることになったので、附帯意見として出す必要がないということですよね。

委員　　言い方が足りないのであれば、そちらに加えたらいいですし、あえてここに権利条約として出す必要がないと。附帯意見としてつけるようなことではない。

会長　　１４ページですね。

委員　　１４ページに入っています。

会長　　施策の推進方針の２段目。ここに入っています。それでは、ここに先ほど委員がいわれた生活支援調査のこといれて入れていただいてはいかがでしょうか。

委員　　１で実態把握がいわれていますが、市民意識調査に関しては入っていましたか。

委員　　市民意識調査は行なうということで明言されています。近く行うのですね。

事務局　　はい。２６年です。１０年に１回です。

委員　　５年でなくて、１０年は長くないですか。小規模でも行えると良いですね。

委員　　期間については検討してください。

事務局　　生活支援調査については、出していただくということでよろしいですか。

委員　　はい。

事務局　　宿題の扱いがあったのですけれども。

会長　　委員と委員の分ですね。これについては集まらなくても、連絡をしていただいて、皆さんにこれで意見がないかということで良いのではないでしょうか。

事務局　　わかりました。このスケジュールについては整理をさせていただいて、会長、副会長で年明けぐらいに、市長との日程とって、答申ということを確認して、１月の第２週目、１１日くらいまでにはお願いします。

委員　　私たちには出したものが流れるわけですね。そうなると２月でしょう。急ぎならば１月の第１週にいただかないといけないし、２月で大丈夫ということでしたら日程的に。

事務局　　１月１１日くらいまでに。まとめて、１月末ないし２月あたまくらいには答申を。

委員　　１月末から２月あたまぐらいまでに答申をするということですね。それまでに委員に最終版がまわると考えたらいいですね。

事務局　　整合性なんかを見ながら。

会長　　では、基本方針については、これで一応皆さんのご意見を頂いたということでよろしいですか。

委員　　中身はいいです。スケジュールについて確認させてください。宿題が１１日までに出ます。その後、最終版を各委員に回します。それで、１月の終わりから２月のあたまぐらいには答申をされます。答申後は、パブリックコメントにかけるわけですか。

事務局　　市の最終案を作成します。それをパブリックコメント。

委員　　この予定はいつですか。市の最終案がいつ頃で、パブリックコメントがいつ頃ですか。

事務局　　当初の予定がずれてきていますが、なるべく２月中にはパブコメを受けた後の最終案を確定したいと思います。３月に議会報告して、最終まとめをして、４月１日から基本方針を施行ということです。

委員　　市の最終案やパブリックコメントを２月の終わりぐらいまでの予定で集約したいということですか。

事務局　　出来れば。でも当初に比べてずれてきておりますので、３月にずれ込むかもわかりませんけれども。できれば３月中には最終案をまとめて４月１日に施行と考えております。

委員　　パブリックコメントを受けた上でね。

事務局　　はい。

委員　　議会はいつから始まりますか。

事務局　　２月の末から始まりますので、３月中の議会に報告して意見を頂く予定です。

委員　　これは承認はいるものではないですよね。報告をして意見を頂く程度のものですよね。

事務局　　はい。

委員　　パブリックコメントは期間を短くするということではないのですか。

委員　　パブリックコメントは期間が決まっているのでしょう。

事務局　　１カ月で決まっています。

委員　　結構厳しいですね。

委員　　１カ月というのは少し長すぎるな。

事務局　　市は１カ月ということで決まっています。
あと、資料として先回の会議録（１１月２９日の分）をお出ししておりますので、訂正などありましたら、年明け１８日頃までにお願いいたします。

会長　　他に報告事項はありませんか。皆さんの方からなにかございませんか。無いようですので、それでは、皆さん長い間お世話になりました。ありがとうございました。ようやく形になったと思っています。ただこの協議会もこれで終わりというわけではなく、また来年度、施策についてどういう進展があるかとか報告いただくようになっておりますので、またその時にはしっかり議論していただいて、この協議会ががんばっているところを皆さんにもわかってもらいたいと思っています。どうぞこれからもご協力お願いいたします。本当に長い間、委員のみなさまご苦労様でした。ありがとうございました。